

平成 29 年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号	5 1	※ 課程 (全日制)
学 校 名	福岡県立玄洋高等学校	(全日制) 定時制 通信制 ()

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、めざす生徒像として「感性豊かで人に対する思いやりの心を持った生徒」の育成を目指しており、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置しない教育活動を行う。

学校及び教員の責務として、全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、学校内外を問わず保護者・他関係者と連携を図りながら、一致協力した体制の下、県教育委員会とも適切に連携の上、学校全体でいじめの未然防止に努める。また、情報の共有化や組織的対応に取り組み、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対応することとする。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

以下の取組を組織的に行うこととする。

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力（コミュニケーション能力）を養うため、全ての教育活動を通じて命の大切さを学ぶ道徳教育や命を大切にすることを育む体験活動及び人間関係をつくる教育活動等の充実を図る。
- (2) 保護者及び関係者との連携を図りつつ、生徒が自主的に行う生徒会活動や学校行事、部活動等に対する支援を行う。
- (3) いじめに関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、ホームルーム活動・学年集会等を実施する。
- (4) いじめ未然防止のため、教員の資質・能力向上を図る職員研修を実施し、平素より全職員が組織的な対応が行えるよう共通認識を図る。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

- ア いじめは目につきにくい時間や場所で行われ、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人の気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、早期発見に取り組む。
- イ 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わり、いじめを隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知し実態把握に取り組む。
- ウ いじめを絶対許さない雰囲気を中心に示し、いじめを見逃さない、見過ごさない取組を進める。
- エ 日頃からの生徒の見守り（特に入学当初・年度初め、長期休業前後）や信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- オ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

（2）いじめの早期発見のための措置

- ア いじめアンケート（記名・無記名方式）を毎月実施したり、「教師用いじめチェックリスト」、「家庭用いじめチェックリスト」を活用し、家庭との連携を図るなど、いじめの早期発見に取り組む。
- イ 長期休業明けに設定されている教育相談週間を活用した担任との面談、スクールカウンセラー（以後、SCと表記）との面談、訪問相談員の活用、相談箱の設置など、直接・間接的に相談しやすい雰囲気を作りながら、いじめの実態把握に取り組み、教育相談委員会を中心として検討する。
- ウ 生徒の些細な変化に気づくために、出席をとる時の生徒の様子を観察、学級日誌の活用、保健室からの情報の活用、休み時間や放課後の雑談など、今まで、当たり前のこと、何気なく行ってきたことを意識的、積極的に行う。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む）

（1）基本的考え方

- ア いじめは、どの子どもにもどの学校でも起りうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育みいじめを生まない土壌をつくるために、教職員が一体となって継続的に取組むこととする。
- イ いじめの発見・通報を受けた場合は組織的体制及び教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関、専門機関と連携し対応に当たる。
- ウ 積極的ないじめの認知に努め、早期対応を図る。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめの発見、相談を受けた場合は、管理職に報告した上で、指示に従い、生徒育成部・当該学年等で、人権に十分配慮しながら、速やかに事実の確認を行う。
- イ SCや外部関係機関と密に連携を図り、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保しながら事実の確認を行うよう留意する。
- ウ 速やかに教育相談委員会（いじめ対策）を開き、対応方針等を決定する。
- エ 本人、保護者からの訴えに対し、積極的な認知に努める。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ア いじめの事実が確認された場合は、迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒には徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- イ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために特別な配慮が必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、生徒相談室等において学習を行う等の柔軟な措置を講ずる。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ア いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- イ いじめた生徒への指導については、教育的配慮に十分留意し、自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう保護者と連携し、継続的に指導する。
- ウ 教育上必要があると認める場合は学校教育法11条の規定に基づき、適切に生徒に対して懲戒を加えることもある。犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、速やかに福岡県教育委員会及び警察署等と連携し、適切に援助を求める。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを見ていた生徒、同調していた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。また、全ての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- イ 更なる問題が生じないよう、生徒・保護者・学年・生徒育成部・SC・児童相談所・警察署等と協力して、必要な措置を講ずる。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ア ネット上の不適切な書き込み等については被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- イ 生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を十分理解し、インターネットを通じて行われるいじめ防止及び効果的に対処できるように、「携帯電話安全利用研修会」等の啓発活動を実施し、学校における情報モラル教育を進める。

(7) いじめの解消

* いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つ要件満たされる必要がある。ただし、これらの条件が満たしている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に

対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は当該いじめ被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

- ア 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。
- イ 重大事態が発生した旨を、管理職が福岡県教育委員会に速やかに報告する。
- ウ 福岡県教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織（いじめ問題対策委員会）を設置する。
- エ いじめ問題対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- オ 県知事へ「発生報告書」を提出する。

（2）調査結果の提供及び報告

- ア 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な様な情報を適切に提供する。
- イ 県知事へ「調査報告書」を提出する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 教育相談委員会 ・ いじめ問題対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などにかかる情報を共有するため、生徒指導課会議、担任会議を週に1回開催するとともに、いじめの防止等に関する措置を実効的かつ組織的に行うため、「教育相談委員会」・「いじめ問題対策委員会」を設置する。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ア 学校がいじめの発見・通報を受け、かつ、その事象が生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた場合は、それを重大事態と見なし、速やかに「いじめ問題対策委員会」を招集する。
- イ 専門的知識及び経験を有する外部の専門家であるSC等との連携の下、重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にし、事態の解決にあたる。

※ いじめに対する措置及び重大事態への対応

